

ものづくり企業の

展示会出展に補助金を交付します！

製造業事業者展示会出展事業補助金のご案内

補助率 2/3
最大 **15** 万円

◆ 目 的

本事業は、米沢市内で製造業を営む事業者が販路拡大のために実施する展示会出展等に対し支援を行い、企業競争力及び経営基盤の強化を図ることにより、本市ものづくり産業の振興に寄与することを目的とします。

◆ 補助対象者（以下の要件をすべて満たす事業者）

- ①米沢市に事業所を有し、現に製造業を営む中小企業者及び小規模企業者
- ②法人市民税、固定資産税及び都市計画税等、市税の滞納がない事業者
- ③同一年度内に本補助金の交付を受けたことのない事業者

◆ 補助対象事業

令和7年度中に開催される、自社の製品・技術・サービス等の販路拡大のために事業者向けに行う展示会（リアルまたはオンライン形式）とし、**以下の要件をすべて満たす**必要があります。

- ①事業者との商談を開催趣旨とする展示会であること
- ②特定の顧客のみを来場対象とする展示会でないこと（主催者の取引先限定 等）
- ③貴社が主催または運営に携わる展示会でないこと
- ④販売や契約行為を可能とする展示会でないこと
- ⑤貴社の名義で申込や支払がなされ、自らで展示・商談を行うこと

◆ 補助金の額

補助対象経費の3分の2の額、または**15万円**のいずれか低い額（千円未満切捨）

◆ 対象となる経費

- ・展示会出展料 ・ブース装飾費 ・什器、備品使用料 ・電気工事費（使用料含む）
- ・展示品製作費（製品サンプル、チラシ、パネル、ポスター等） ・展示品輸送費

◆ 対象とならない経費

- ・上記の対象経費のうち、年度を越えて支出される経費
- ・間接経費（手数料、交通費、宿泊費、飲食費、雑費等）
- ・人件費（イベントコンパニオン、通訳、営業代行等）
- ・自社小間以外のスペースに係る経費 ・他社のPRに要する経費
- ・併催イベント参加費（セミナー、懇親会等） ・租税公課 ・社会通念上不適切なもの

◆ 申請・交付の流れ

出展 **10 日前まで**…申請書類の提出

↓ （交付申請書、収支予算書、展示会関係資料、見積書、納税証明書）

展